とすること。

第十二條　残業歩合は一時間に付き日給の一割五分増しとせられたし。

第十三條　休日も勤の場合は日給の五割増しとせられたし。

第十四條　夜間勤務の場合二人分も支給せられたし。

第十五條　食堂、風呂場、便所を改善せられたし。

但し食堂は脱衣場と別にすること。

第十六條　本問題に関して絶対に罷業者を出さざること。

第十七條　本問題解決までの日給並に慰問金額会社側に於て負担せられたし。

（協調會勞働課）